

(1) 議場におけるタブレット端末の導入に係る検討

「ICT を活用した情報環境整備研究会報告書」(別紙)から

- ・平成 27 年 11 月 24 日開催の議員全員協議会において説明のあった第二次遠野市総合計画に基づく個別計画として、研究会報告書が示されました。
- ・市政全般の ICT 利活用に係る事項を検討し、今後の方策が業務別に示された中で、議会に関しては「遠野テレビによる議会中継システム」と「議会資料のペーパーレス化」が記載されています。
- ・議会中継システムについては、本庁舎整備と合わせて平成 28 年度に実施する事業とし、整備する項目も示されています。
- ・しかし、ペーパーレス化と大型ディスプレイの設置は 5 年後を目途に検討と結論付けられています。

本庁舎整備に合わせてタブレット端末を導入し、ペーパーレス化を図ることは総合計画との整合性の点から、再度確認と検討を要します。

タブレット端末導入の有用性について

- ・タブレット端末の導入の効果を、ペーパーレス化で評価するには無理があり、実態として紙資料との併用にならざるを得ません。
- ・事務局における資料作成・配布、修正、即時性の効果は期待されます。
- ・タブレット端末を通しての通知、スケジュールの共有化も効果があります。この点は全議員に共通するメリットになるので、全議員がタブレット端末を持つことのインセンティブになります。
- ・当市の政務活動費のマニュアル上、パソコン等とみなし、購入費用の半額までは対象となります。他市ではこの類を対象外としている例もあります。
- ・今日の行政においては、多様な分野に ICT 機器と技術を活用する動きがあります。その際に、議員自らがその類の機器に触れて、理解していることは、市政のより良い推進を議論する上での有用性も認められます。
- ・導入にあたっては、機種を統一することで、習熟していない議員も教えられやすくなり、効果を実感しやすくなります。

よって、議員が率先してタブレット端末を持つことの検討を要します。